

# 保 険 募 集 指 針

新潟大栄信用組合

当組合は、適切な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めましたので、ご案内いたします。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。(参考事項 1. 参照)。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合は、法令上の特例措置に基づき、当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員さま、当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さまを保険契約者とする保険募集を行う場合、通算して以下の保険金額・給付金額を限度としてお取扱いさせていただきます。(参考事項 2. 参照)。

## 1. 生命保険

保険契約者 1 名様あたり、生存または死亡に関する保険金の額は 1,000 万円を限度

## 2. 第三分野

保険契約者 1 名様あたり、以下の各項目毎に定められた給付金額を限度

- ① 疾病診断または要介護診断給付一時金・・・1 保険事故につき 100 万円
- ② 疾病入院給付金・・・日額 5 千円、特定の疾病に限られる保険は日額 1 万円  
上記 合計 1 万円
- ③ 疾病手術等給付金・・・1 保険事故につき 20 万円、特定の疾病に限られる保険は 40 万円  
上記 合計 40 万円
- ④ 疾病診断または要介護給付年金・・・月額 5 万円

※ 上記「生命保険」「第三分野」より除かれる保険商品につきましては、「参考事項 2.」をご覧ください。

※ 契約上の金額に当組合の取扱分担割合 70%を乗じた金額で、上記限度額超過の有無を判断させていただきます。詳細につきましては、当該商品の募集を行わせて頂く際にご説明させていただきます。

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了する迄適切に管理いたします。
- 当組合は、ご契約の前後にかかわらず、お客様からの苦情・ご相談等に適切に対応いたします。また、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会に適切に対応致します。なお、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

以上

### 【お問合せ窓口】

保険募集に関する苦情・ご相談その他ご不明な点は、下記までお問合せください。

新潟大栄信用組合 本部業務課 電話番号：0256-98-6291

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

## <保険募集指針 参考事項>

### 1. 保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。(詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください)。

### 2. 一部保険商品における法令上の販売制限について

- (1) 当組合が取扱うことのできる保険商品のうち、個人年金保険、財形保険、財形傷害保険、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険、海外旅行傷害保険、年金払積立傷害保険および一部の商品(※)を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客さまの範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。
- (2) 当組合に事業性融資の申込みをされている期間中は、お客さまおよび密接関係者の方(お客さまが法人の場合はその代表者、お客さまが法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人)には、制限の課せられている保険商品をお取扱いすることができません(当組合の組合員の方は除きます)。
- (3) 保険契約者・被保険者になる方が以下①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取扱いすることができません(当組合の組合員の方は除きます)。

|  |
|--|
| ① 当組合から事業性資金の融資(手形割引を含みます)を受けている法人・その代表者、<br>個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます) |
| ② 従業員が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方   |
- (4) 当組合は、法令上の特例措置に基づき、上記①または②に該当する当組合の組合員の方、従業員が21名以上の融資先法人等に勤務されている方・役員の方を保険契約者とする保険募集を行う場合、保険契約者1名様あたりの通算の保険金その他の給付金の額を制限させていただきます。

#### (※) 一部の商品とは

一時払終身保険、一時払養老保険(いずれも契約者が法人であるものを除きます)、積立傷害保険、積立火災保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害をてん補するものを除きます)、銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険(当該事業者を保険契約者とするものに限り)

以上